

作成：保健師 柴田



子宮がん・乳がん検診のお知らせ

集団検診は、申し込み受付中!! 医療機関での検診も可能です!!



子宮がんは、この20年間で中高年層では減少していますが、30歳以下では2~4倍に増加しています。乳がんは、将来的には、女性の約18人に1人はかかるといわれています。

早期発見で治療率が高くなりますので、定期的な検診を心がけましょう。

子宮がん検診と乳がん検診をセットで受診できる集団検診 ~現在受付中~

- 【対象】** 子宮がん検診は20歳以上。乳がん検診は40歳以上。
- 【検診日時】** 6月19日(木) 受付時間は、午前9:00~13:45
12月 8日(月) 受付時間は、午前9:00~10:15
- 【検診会場】** 豊頃町保健センター(茂岩栄町)
- 【申込方法】** 6月10日までに、福祉課健康係 ☎574-2214 に申し込んでください。費用は子宮がん検診800円、乳がん検診900円で、単独受診も可能です。

子宮がん検診(指定医療機関で受ける個別検診)

- 【対象】** 20歳以上で町内居住の方。ただし、手術後、治療中または経過観察の方は対象となりません。
- 【検診会場】** 帯広厚生病院・帯広協会病院・慶愛病院・慶愛女性クリニック・坂野産科婦人科の中から選ぶことができます。帯広協会病院(☎0155-22-6600)は予約が必要です。
- 【費用】** 800円

乳がん検診(指定医療機関で受ける個別検診)

- 【対象】** 30歳以上で町内居住の方。ただし、手術後、治療中または経過観察の方は対象となりません。
- 【検診会場】** 帯広厚生病院・帯広協会病院・帯広第一病院・北斗病院の中から選ぶことができます。すべて予約が必要です。帯広厚生病院(☎0155-24-4161) 帯広協会病院(☎0155-22-6600)と帯広第一病院(☎0155-25-3121)、北斗病院(☎0155-47-7777)
- 【費用】** 900円
- 【申込方法】** 子宮がん検診と乳がん検診の個別検診を希望される方は、直接医療機関を受診してください。予約が必要な医療機関がありますので、ご注意ください!!

5月末に、検診料金が無料となる「クーポン券」を郵送しました

子宮がん検診は、20歳の女性の方、乳がん検診は、40歳の女性の方に、無料クーポン券を送付していますので、有効期間内にご利用ください。



健康な人でも、
年に1回は健康診断を受けましょう!

詳しくは・・・【お問合せ先】 役場福祉課健康係 ☎(574) 2214

国民年金からのお知らせ ~保険料の納付に困ったらご相談ください~

保険料の未納と免除では、年金に大きな差!

保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金を受け取ることができなくなることや、万が一のときに障害年金や遺族年金を受け取ることができなくなる場合があります。

必ず保険料を納めるか、納めることが難しい場合は、下記の①~③の申請をしましょう。

① 納付が困難な人の免除制度

免除制度には、保険料の納付が困難な場合に、申請して承認されると免除される「申請免除」と、生活保護を受けている人や障害年金受給者などに該当する人が届け出ることによって免除となる「法定免除」の2種類があります。

申請免除は、本人・世帯主・配偶者の前年所得がそれぞれ一定額以下の場合、所得に応じて保険料の全額または一部(4分の1、半額、4分の3)が免除となります。

なお、所得が基準を超えていても失業、倒産、事業の廃止、天災などの理由により免除が承認される場合がありますので、納付が困難な人は、ご相談ください。

●免除の対象となる前年所得の目安

扶養人数	全額免除	一部納付		
		1/4 納付	半額納付	3/4 納付
3人扶養 (夫婦・子2人)	162万円 (257万円)	230万円 (354万円)	282万円 (420万円)	335万円 (486万円)
1人扶養 (夫婦のみ)	92万円 (157万円)	142万円 (229万円)	195万円 (304万円)	247万円 (376万円)
扶養なし	57万円 (122万円)	93万円 (158万円)	141万円 (227万円)	189万円 (296万円)

※一部納付は社会保険料控除等の控除額によって変わります。なお、()内は給与収入額の目安です。

② 30歳未満の人の若年者納付猶予制度

同居している世帯主の前年所得にかかわらず、本人と配偶者の前年所得が一定以下または失業などにより保険料の納付が困難な人が申請することで保険料の納付が猶予される制度です。

前年所得の目安は全額免除と同じです。

③ 学生のための学生納付特例制度

本人の前年所得が一定以下で、大学・短大・高等学校・専修学校・各種学校等の学校に在学する人が申請することで保険料の納付が猶予される制度です。

前年所得の目安は半額免除と同じです。

未納の場合	こんなとき	免除・猶予の場合
資格期間に入りません。	年金を受け取るための資格期間には?	資格期間に入ります。
年金額に反映されません。	受け取る年金額は?	免除を受けた期間の年金額は、免除区分に応じ反映されます。
2年を過ぎると納められません。	後から保険料を納めることは?	10年以内なら納めることができます。
年金を受けられない場合もあります。	障害基礎年金や遺族基礎年金を受けるときは?	保険料を全額納めたときと同じ扱いになります。

申請手続きに必要なもの	(1) 「年金手帳」等基礎年金番号がわかるもの (2) 印鑑 (3) 平成25年中の所得証明(豊頃町に申告済みの場合は不要) (4) ③の「学生納付特例」の申請には「在学証明書」か「学生証」の写し (5) 失業などを理由とする場合は「雇用保険受給資格証」か「離職票」等
-------------	--

申請期間	(1) ①「免除」と②「若年者猶予」(各年度の保険料は7月から翌年6月までが対象です。)・平成26年度分⇒平成26年7月から申請してください。 (2) ③「学生納付特例」(保険料は4月から翌年3月までが対象です。)・平成26年度分⇒平成26年4月から申請を受けています。 (3) 過去の期間は、申請が受理された月から2年1か月前まで申請できます。
------	---

※すでに保険料が納付済の月は、免除の対象にはなりません。

問合せ先

帯広年金事務所 ☎0155(25)8113
役場住民課戸籍年金係 ☎(574)2213